



前橋市 こども 計画

令和8年度 → 令和11年度

こどもも幸せに暮らせる
前橋市スマイル計画

前橋市子ども計画について

計画について

- これまで本市では、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実などについて「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定して各取組を進めてきました。この計画では、基本理念として「子どもの最善の利益が実現するまちを目指します」を掲げ、法定の内容に加えて、母子保健や児童虐待の防止、仕事と家庭生活との両立の推進など、幅広い施策を盛り込み、本市の子ども施策の中心的な計画としてきました。
- 本市では、近年の子どもや若者を取り巻く環境の変化や国、県の動向を踏まえて、これまで以上に子ども施策を強力に、総合的に推進し、本市の全ての子ども、若者が笑顔で自分らしく、幸せに育つことができる市を実現するために、令和7年4月に計画が開始されている「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を包含する形で、新しく「前橋市子ども計画」を策定しました。

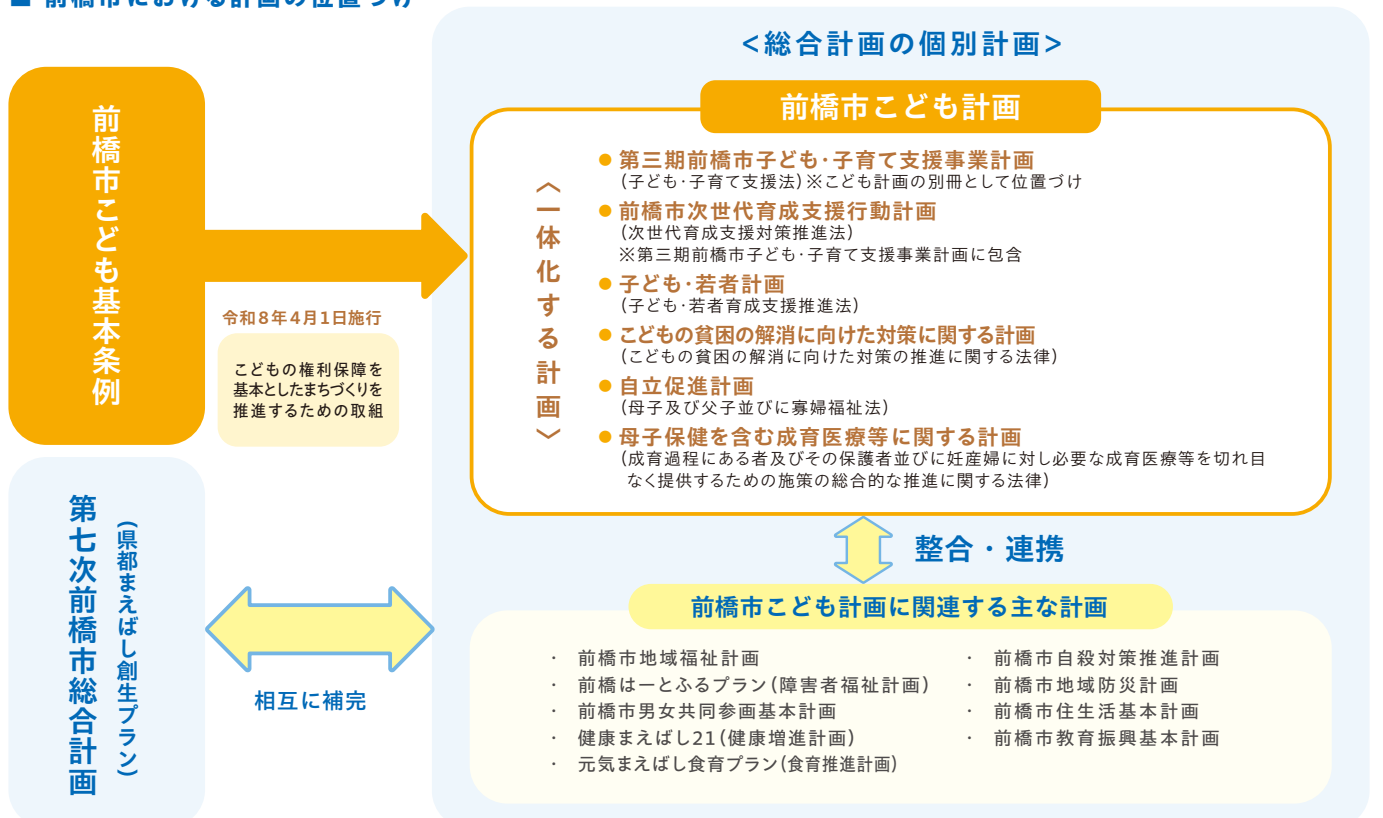
計画の期間

- 本計画は令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。
- 計画期間を4年間としているのは、令和7年度から開始している「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」（令和11年度までの計画）を、令和8年度から子ども計画の一部に含めて1つの一体的な計画とするため、「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」の終了年度と合わせることにしました。
- 次期（第二期）以降の計画は5年間の期間で策定し、5年ごとに更新していく予定です。
- なお、本市では、令和8年4月に子どもの権利を保障するための「前橋市子ども基本条例」が施行されました。本計画では、「前橋市子ども基本条例」で掲げている、子どもが安心して健やかに自立した個人として成長することができる社会を実現するために、子どもの権利を保障するための取組や子どもの権利を市全体へ普及するための取組などを位置づけています。

計画の対象

- 本計画は、子ども、若者、子育て当事者を主な対象とします。
- また、子ども、若者、子育て当事者を支え、社会環境の整備や社会活動の参加等に関わる、全ての市民、団体、事業者等も対象とします。
- 子どもの定義は、子ども基本法で「心身の発達の過程にある者」とされていますが、本計画では、「子ども」はおおむね18歳未満、「若者」はおおむね18歳からおおむね30歳未満とします。ただし、年齢の区分によって必要な支援が途切れないよう、本計画で定めた取組や事業を実施する際には、必要に応じて対象を判断できるものとします。

■ 前橋市における計画の位置づけ

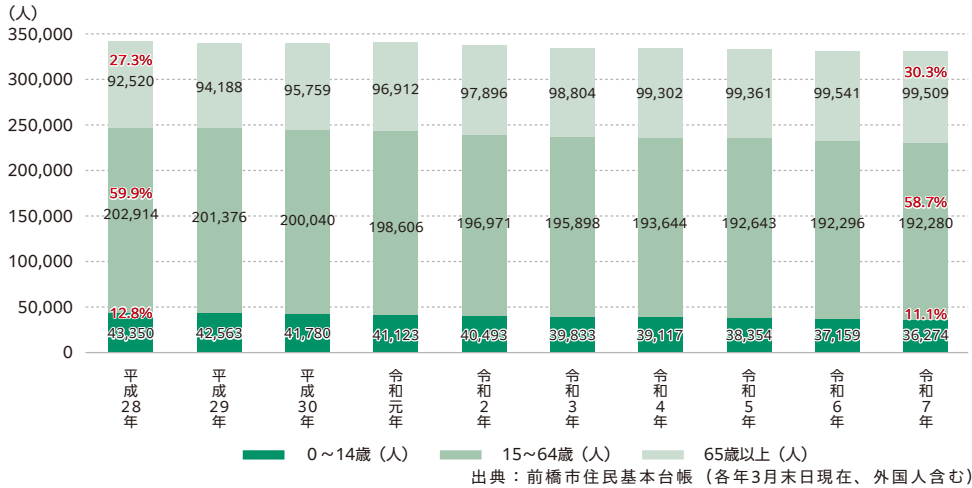


前橋市の現状

年齢3区分別人口

- 総人口の減少とともに年齢ごとの人口構造も変化しています。年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少し、老年人口（65歳以上）の割合が増加しています。

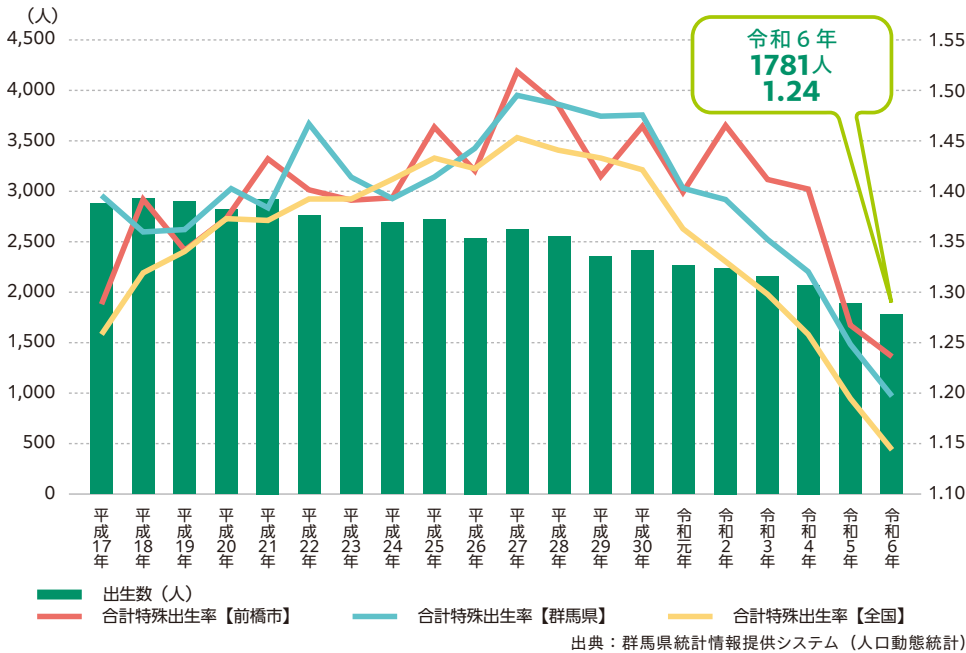
■ 前橋市の年齢3区分別人口の推移



出生数・合計特殊出生率

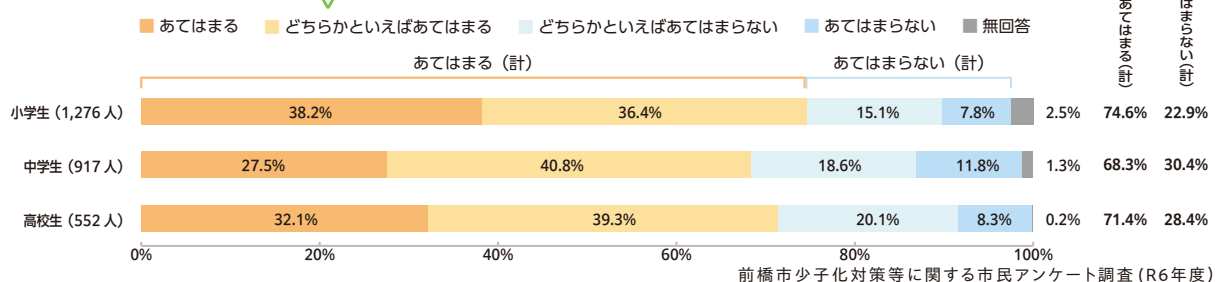
- 本市の出生数は減少傾向となっています。約20年前の平成17年の出生数は2,890人でしたが、令和6年は1,781人と、この20年間で1千人を超える減少となっています。

■ 前橋市の出生数・合計特殊出生率の推移



こども・若者の意識

Q:あなた自身について、次のことがどのくらいあてはまりますか。【今の自分が好きだ】



計画の推進

施策体系

●本計画は基本理念の下に3つの基本目標、12の施策の柱を定めて取組を推進していきます。

基本理念

全ての子どもが夢や希望を持ち、笑顔で自分らしく育つことができる、みんなが幸せなまちをつくる

基本目標

施策の柱

子どもの権利

基本目標 1

子どもが権利の主体であることを共有し、その声を聴き、ともに社会をつくる前橋市の実現



施策の柱 1

子どもの権利の普及促進

施策の柱 2

子どもの意見表明と社会参加の促進

支援の充実

基本目標 2

子どもから若者、子育て当事者へ切れ目のない支援や環境を整え、子どもが健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現



施策の柱 1

ライフステージ共通の支援

- 1 切れ目のない保健、医療の提供
- 2 健やかな成長、豊かな人生につながる経験
- 3 誰もが安心して暮らせる社会の実現
- 4 環境・施設の整備
- 5 デジタル化の推進

施策の柱 2

子ども・若者への支援

- 1 乳幼児期(乳幼児)
- 2 学童期～思春期(小学生・中学生)
- 3 思春期～青年期(高校生世代)
- 4 青年期(大学生世代・若者)

施策の柱 3

子育て当事者への支援

- 1 妊娠
- 2 出産
- 3 子育て
- 4 仕事と子育ての両立

施策の柱 4

子ども・若者や家族の状況に応じた支援

- 1 障害、病気(慢性疾病、難病等)
- 2 ひとり親家庭、貧困
- 3 虐待、ヤングケアラー、社会的養護
- 4 いじめ、不登校、ひきこもり、自殺
- 5 外国人、外国にルーツを持つ子ども

社会全体の取組

基本目標 3

子どもが安全に、安心して、自ら学び、成長できるまちをみんなで作る、全ての市民、事業者など市全体で子どもの成長を支え、未来につなぐ前橋市の実現



施策の柱 1

保育・教育現場の取組

施策の柱 2

官民連携・協働

施策の柱 3

地域での活動

施策の柱 4

安全・安心に成長できる環境の整備

施策の柱 5

子どもの居場所づくり

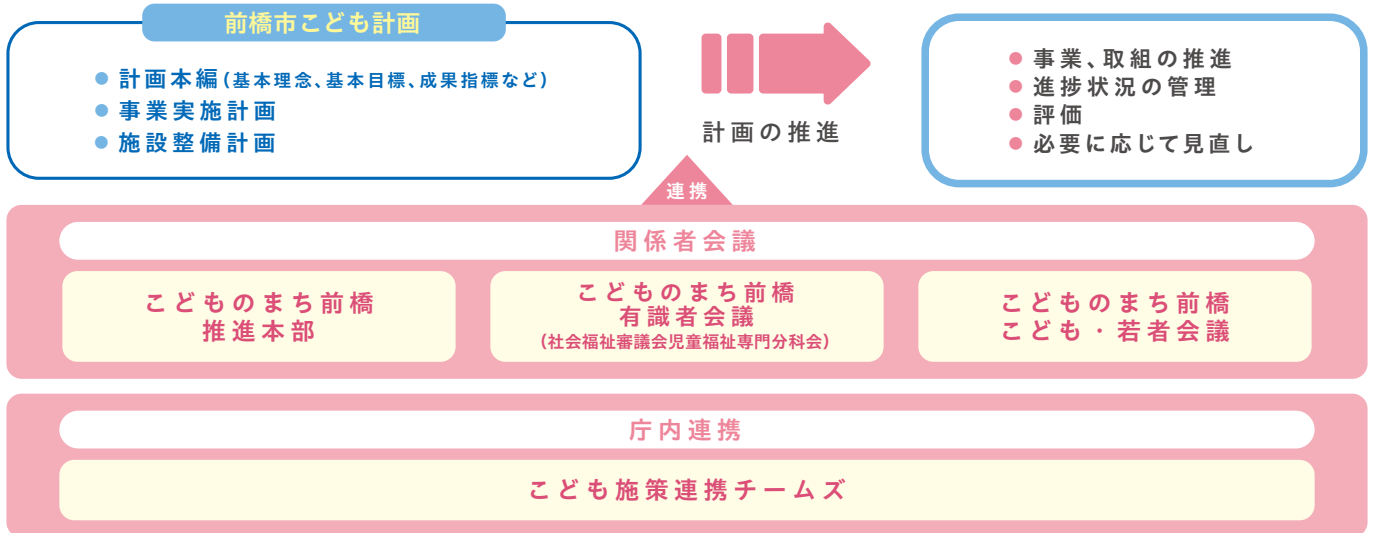
施策の柱 6

相談体制の充実

※施策の柱に基づいて進めていく具体的な事業や取組は、別冊の「事業実施計画」にまとめています。

推進体制

- 策定、実施、評価の各段階で、庁内の各部署が連携するとともに、関係機関、子どもや若者、子育て当事者とも連携し、その意見を反映しながら計画を推進します。
- 庁内では市長を本部長とする「こどものまち前橋推進本部」で、保育・教育施設や地域、子育て当事者などの代表者とは「こどものまち前橋有識者会議（前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会、前橋市子ども・子育て会議）」で、子どもや若者とは市内の高校生及び大学生で構成する「こどものまち前橋子ども・若者会議」で検討や評価・検証を行い、計画を推進していきます。
- 庁内の連携推進に当たっては、「こどものまち前橋推進本部」の配下に設置した組織横断的な連携体である「子ども施策連携チームズ」を活用していきます。「子ども施策連携チームズ」は、連携課題に応じて設置した複数の「チーム」において、関係部署の係長級職員を中心とした若手職員がメンバーとなって協力しあいながら活動する取組です。
- 毎年度、関連事業を一体的にまとめた「事業実施計画」を本計画の別冊として作成して施策を展開していきます。



進捗状況の管理

- 施策の柱ごとに定めた数値目標の進捗状況や、本計画の別冊として毎年度作成する「事業実施計画」の各事業の取組状況を参照しながら計画の進捗状況を管理します。
- 計画の進捗状況の管理に当たっては、「こどものまち前橋有識者会議」と「こどものまち前橋子ども・若者会議」の意見を聴くとともに、「こどものまち前橋推進本部」で課題を共有しながら、計画の進捗状況を評価・検証するとともに、必要な見直しを行います。
- 本計画は4年間の計画期間で策定していますが、取組の実施状況や効果の検証、社会情勢の変化などに柔軟に対応していくため、必要が生じた場合は計画の見直しを行います。



ワークショップの様子

本市では、未来を担う子どもたちの想いや考えを聴きながら計画の検討を進めてきました。小中学生を対象としたワークショップでは、計画の理念や内容につながる「前橋市をどんなまちにしたいか」や「そのためにどうすればいい？」などを話し合い、意見を発表しました。

子どもの目線で考え、提案された意見は、大人だけでは考えつかない内容も多く、大切な意見として計画に反映させていただきました。本市では、今後も子どもにかかわる施策について、子どもの意見を聴くことを大切にしていきます。



ワークショップの様子は前橋市ホームページに掲載しています。



施策の展開

基本目標 1

子どもが権利の主体であることを共有し、その声を聴き、ともに社会をつくる前橋市の実現

施策の柱 1

子どもの権利の普及促進

施策の方向性

- 子どもの権利保障を基本とし、子どもの最善の利益を第一に考慮して、子ども施策を推進します。
- 市民が子どもの権利について理解と関心を深められるよう、様々な方法による普及活動に取り組みます。



主な事業

- ・「前橋市子どもの権利の日」関連事業
- ・子ども基本条例及び子どもの権利の普及

No.	成果指標		現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1	「今の自分が好きだ」と思う子どもの割合	小学生	74.6%	増加
		中学生	68.3%	増加
		高校生	71.4%	増加
2	前橋市子ども基本条例の認知度 ※1	小学生	—	60%
		中学生	—	60%
		高校生	—	60%
		独身者	—	60%
		既婚者	—	60%
		子育て中の保護者	—	60%

※1 令和8年4月施行のため現状値はありません。

施策の柱 2

子どもの意見表明と社会参加の促進

施策の方向性

- 不登校や障害、社会的養護の下で暮らしているなど、様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや、意見を表明することへの意欲や関心を高く持てない子どもや若者がいることを認識し、全ての子どもが自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、子どもが意見を表明する機会を確保し、その意見を丁寧に聴き、施策に反映するよう取り組みます。また、行政のみならず、地域全体で子どもの社会参加を促進していきます。



主な事業

- ・子どものまち前橋子ども・若者会議
- ・声を聴かれにくい子どもからの意見聴取 ほか
- ・子どもの意見聴取

No.	成果指標		現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
3	「社会のために役立つことをしたい」と思う子どもの割合	小学生	90.6%	増加
		中学生	90.6%	増加
		高校生	88.8%	増加
4	市が主催する、子どもの意見聴取を目的とした機会（ワークショップなど対面で実施するもの）に参加した子どもの人数（延べ参加者数、年間）		96人	100人

基本目標 2

こどもから若者、子育て当事者へ切れ目のない支援や環境を整え、こどもが健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現

施策の柱 1

ライフステージ共通の支援

施策の方向性

- こどもから若者、子育て世代に対し、それぞれの状況やニーズを踏まえた切れ目のない支援を行うことで、こどもが心身ともに豊かに成長できる市を目指します。
- こどもや若者のウェルビーイングの実現に向けて、ライフステージを通じて、状況に応じた支援や、学び・遊びの機会の創出、環境の整備、デジタル化の推進などに取り組みます。
- 障害の有無や性別などにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、学校や地域など日常的な暮らしの場で、ともに過ごす機会を増やし差別の解消や権利擁護の推進、虐待の防止に取り組んでいきます。また、前橋市手話言語条例に基づき、手話を言語として位置づけ、手話の普及・啓発に努めます。

主な事業

1 切れ目のない保健、医療の提供

- まえばし医療センター（夜間休日診療所・休日歯科診療所）の開設
- 休日当番医の実施
- 子ども医療費の支給
- 定期予防接種の実施
- 任意予防接種に係る費用助成
- 各種健康診査等（新生児～就学前）の実施
- 健康ステップアップセミナー
- プレコンセプションケア ほか



2 健やかな成長、豊かな人生につながる経験

- 自然文化体験学習事業（赤城山ろく里山学校）
- 考古学教室（まえばし古墳の教室）
- アーツ前橋での芸術体験事業（あーつひろば）
- 児童館、児童文化センター、前橋こども図書館、中央児童遊園（るなばあく）等の運営
- のびゆくこどものつどいの開催支援 ほか



3 誰もが安心して暮らせる社会の実現

- 男女共同参画セミナー
- 男女共同参画週間行事の開催
- LGBTQ人権教室
- 障害及び障害のある人への理解啓発活動 ほか



4 環境・施設の整備

こどもや子育てを支援する環境の充実に向け、こどもや子育て当事者の目線に立ち、子育て関連施設や学校施設の運営を行うとともに、公共施設のこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設、学校施設の環境改善に取り組めます。なお、関連する事業については、施設整備計画として本計画の別冊にまとめています。



5 デジタル化の推進

- 子育て支援制度レジストリとの連携（必要な情報を最適に届ける仕組みの構築）
- 出生届のオンライン化
- 母子保健 DX の推進（電子版母子健康手帳の導入、全国共通の情報連携基盤 PMH との連携など） ほか



No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	
5	「今住んでいるところ（前橋市）は好きだ」というこどもの割合	小学生	89.7%	増加
		中学生	81.0%	増加
		高校生	79.9%	増加
6	前橋市子育てひろばの利用者数（年間）	84,640人	104,800人	
7	プレコンセプションケア（妊娠・出産適齢期やライフプラン等についての健康教育）セミナーの延べ参加者数（年間）		724人	850人
		中学生	—	60%
		高校生	—	60%
		独身者	—	60%
	既婚者	—	60%	
8	自然体験教育施設の利用者数（年間）（赤城少年自然の家、おおさる山乃家）	9,423人	10,000人	
9	市が主催する性の多様性に関する講習会等の実施回数（年間）	2回	4回	

※2 認知度は未調査のため現状値はありません。

施策の方向性

- 子どもや若者の育ちを支え、心身の健全な発育や成長を促すため、体験活動の充実や健康づくりの推進をはじめ、誰もが自分の力を発揮して活躍できる社会の実現に向けた様々な施策に取り組みます。
- 思春期や青年期の子どもや若者が自己の将来に希望を持ち、自分らしく社会生活を送ることができるよう就職や結婚などに関する支援に取り組みます。
- 子どもや若者が社会の一員であることを自覚し、主体的に社会にかかわることができるような体験や学びの機会の創出に取り組みます。また、多様な文化や価値観に出会うことで新たな夢や希望の発見につなげられるよう取り組みます。
- 思春期から青年期に至るまで、性別を問わず、全ての子どもや若者が発達段階や状況に応じてプレコンセプションケアの概念を理解し、性や健康に関する正しい知識を身につけ、実践につなげられるよう、支援に取り組みます。

主な事業

1 乳幼児期(乳幼児)

- ・ 乳幼児相談(にこにこ健康相談等)
- ・ 幼児教育センター事業 (幼児教室・ことばの教室) ほか
- ・ 子ども発達支援センター事業 (発達相談・早期療育支援等)



2 学童期～思春期(小学生・中学生)

- ・ 部活動の地域展開
- ・ GIGAスクール構想
- ・ 少年の主張前橋大会の開催
- ・ 児童文化センターでの自然体験、各種教室
- ・ 外国語教育推進事業
- ・ 小学校選挙体験教室 ほか



3 思春期～青年期(高校生世代)

- ・ 前橋市高校生学習室
- ・ 高校生世代バス交通利用促進奨励金制度 ほか
- ・ フィールドスタディプログラム (地域企業を舞台にした探究学習)



4 青年期(大学生世代・若者)

- ・ はたちのつどいの開催
- ・ 伴走型結婚支援事業
- ・ 若年女性向けキャリアデザインセミナー
- ・ プレコンセプションケア(性や健康に関する正しい知識の普及) ほか
- ・ 前橋の地域若者会議
- ・ 結婚応援パートナー支援事業



No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
10	自分の将来に明るい希望を持っているこどもの割合	小学生	84.9%
		中学生	76.8%
		高校生	77.4%
11	学校評価アンケートにおいて「学びの質を高めるICT活用の推進」について、「よくできている」「大体できている」と回答した人の割合	82.6%	87%
12	ミライバシ(高校生を対象とした将来人材確保イベント)参加者アンケートにおいて「働くことへの理解が深まった」と回答した参加者の割合	50.9% (R7年度)	90%
13	市が主催や共催する出会い・交流イベント(縁活カフェなど)の延べ参加者数(年間)	229人	増加
14	今の社会は結婚しやすい社会だと思う若者の割合	独身者	7.4%
			26%

施策の方向性

- 子育て当事者が経済的な不安感や社会的な孤立感などを抱くことなく、心身ともにゆとりを持ってこどもと向き合えるよう、経済的負担や心理的負担を軽減するための取組を推進します。
- 多様な価値観や考え方を尊重した上で、出産や子育てに対して希望を持つことができるよう、また、妊娠前から出産、育児まで妊産婦や乳幼児、子育て当事者を含む家庭全体に対する切れ目のない支援に取り組んでいきます。
- 乳幼児期の愛着形成は、こどもの健全な発達に欠かせないものであり、情緒の安定や他者への信頼感の醸成につながります。そのために、子育て当事者が孤立しないよう寄り添いながら、相談や適切な支援につながるよう情報提供に努めていきます。
- 働く保護者の増加に伴い、仕事と子育ての両立支援や環境整備、こどもの年齢や保護者の就労状況に応じた子育て支援関連事業や保育・教育の充実に取り組んでいきます。
- 社会全体で共働きや共育て、ワークライフバランスの推進に取り組み、働く保護者の子育てや仕事に対する負担感が解消され、全ての人々が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会を目指します。

主な事業

1 妊娠

- ・ハローベビークラス
- ・妊婦健康診査
- ・おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業
- ・妊婦のための支援給付
- ・妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）
- ・不妊治療費助成事業
- ・不育症治療費助成事業 ほか



2 出産

- ・産婦健康診査
- ・産前産後ヘルパー派遣事業
- ・産後ケア事業
- ・マイタク(でまんど相乗りタクシー)事業 ほか



3 子育て

- ・児童手当
- ・各種健康診査等（新生児～就学前）の実施
- ・親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”（ベビープログラム）
- ・一時預かり事業
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・子育てひろば事業
- ・保育料等の負担軽減化
- ・学校給食費無償化
- ・空き家対策事業（空き家のリフォーム補助） ほか

※上記のほか、子育て支援については、「第三期前橋市子ども子育て支援事業計画」に基づいて実施していきます。



4 仕事と子育ての両立

- ・仕事・子育て両立支援奨励金
- ・育休明け入所支援事業補助金
- ・休日保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター ほか



No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	
15	妊婦歯科健診の受診率（年間）	45.8%	50%	
16	産後ケア事業の延べ利用者数（年間）	1,469人	2,183人	
17	産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合（年間）	17.5%	減少	
18	「健やか親子21アンケート ※3」において「お母さんがゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間がある」と回答した親の割合（年間）	3～4か月児の親	92.5%	増加
		1歳6か月児の親	82.0%	増加
		3歳児の親	74.0%	増加
19	「健やか親子21アンケート ※3」において「お子さんに対して、育てにくさを感じているか」という質問に対し「いつも感じる」「時々感じる」と回答した方のうち「育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っている」親の割合（年間）	3～4か月児の親	89.4%	95%
		1歳6か月児の親	83.0%	95%
		3歳児の親	79.4%	95%
20	むし歯のない3歳児の割合（年間）	90.3%	93%	
21	病児・病後児保育事業の延べ利用者数（年間）	1,003人	4,800人	
22	男性の育児休業取得期間で2週間以上取得した方の割合	56.8%	63%	

※3 健やか親子21アンケート：3～4か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を受診した親に対する調査

施策の方向性

- 困難な状況を抱える子どもや若者が安心して暮らせるように、当事者やその家族に寄り添った支援制度や体制の整備、相談窓口や情報の提供など、きめ細かな支援・施策の提供に取り組みます。
- 子どもや若者が抱える悩みや不安などは複合的なケースが増加していることから、課題の解決に向けて、行政や学校など関係機関との連携を強化していきます。

主な事業

1 障害、病気(慢性疾病、難病等)

- ・特別児童扶養手当
- ・障害者(障害児)相談支援事業
- ・障害児通所支援給付(放課後等デイサービス等)
- ・こころの健康に関する相談(精神保健福祉相談)
- ・医療的ケア児等支援事業
- ・小児慢性特定疾病児童等への支援(医療費助成、自立支援事業等)
- ・特別支援教育就学奨励事業
- ・特別支援連携協議会 ほか



2 ひとり親家庭、貧困

- ・児童扶養手当
- ・子どもフードパントリー事業
- ・ひとり親家庭養育費確保支援事業
- ・自立支援教育訓練給付金
- ・高等職業訓練促進給付金等事業
- ・障害者・ひとり親雇用奨励金
- ・就学援助事業
- ・まえばし学習支援事業(M-Change)
- ・高等学校等進学支援プログラム ほか



3 虐待、ヤングケアラー、社会的養護

- ・まえばし子ども見守り宅食事業
- ・家庭児童相談事業
- ・児童虐待への対応(関係機関との連携強化)
- ・児童養護施設等入所児童自立支援事業
- ・ヤングケアラー支援事業 ほか



4 いじめ、不登校、ひきこもり、自殺

- ・いじめ対策室(いじめ相談ダイヤル)
- ・教育支援教室
- ・不登校児童生徒オンライン支援事業(まえばしコネクト)
- ・不登校支援施設利用者交通費補助金
- ・ひきこもりの家族の教室
- ・自殺予防普及啓発事業 ほか



5 外国人、外国にルーツを持つ子ども

- ・外国帰国及び外国人児童生徒指導事業
- ・外国人学校通学費補助



No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
23	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業における相談件数(年間)	302件	増加
24	ひとり親家庭(母子家庭)の正規雇用率	53.6%	増加
25	まえばし学習支援事業(M-Change)参加者の出席率(年間)	57.0%	80%
26	欠席が90日以上の不登校児童生徒のうち、校内での専門的な相談・指導(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭)もしくは校外の機関(教育支援教室、医療機関、民間施設等)において相談・指導を受けた児童生徒の割合	46.9%	100%

基本目標 3

こどもが安全に、安心して、自ら学び、成長できるまちをみんなでつくり、全ての市民、事業者など市全体でこどもの成長を支え、未来につなぐ前橋市の実現

施策の柱 1

保育・教育現場の取組

施策の方向性

- 幼児期の保育や教育の質の向上を図り、こども一人一人の健やかな成長を支えていきます。また、就学前の保育や教育と学校教育との連携を進め、こどもを取り巻く環境に左右されず学童期へスムーズに移行できるよう施策に取り組みます。
- 保育や教育の現場において、専門的な知識や技術の習得に向けた研修などを充実していくことで、こどもの特性に応じた育ちをサポートしていきます。



主な事業

- ・ 幼児教育アドバイザー派遣事業
- ・ 保幼小連携事業
- ・ こども発達支援センターコンサルテーション（専門的技術支援）
- ・ 学校保健会事業 ほか

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	
27	居住している地区における子育ての環境や子育て支援への満足度が高い方の割合（「満足度がやや高い」「満足度が高い」と回答した方の割合）	未就学児の保護者	19.9%	増加
		就学児の保護者	17.6%	増加
28	幼児教育アドバイザー派遣事業における相談、研修件数（年間）	96件	100件	

施策の柱 2

官民連携・協働

施策の方向性

- こどもや若者を取り巻く人々や事業者、団体等との協働により、専門的な立場を生かしたこどもや若者、子育て当事者への支援に取り組むことで、こどもや若者が明るい将来を描き、次代の担い手として成長できる環境づくりを目指します。



主な事業

- ・ プロスポーツチームによる訪問授業
- ・ 自動車教習所と連携した交通安全教室
- ・ ミライバシ
- ・ フィールドスタディプログラム ほか

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
29	心肺蘇生法と命の尊さを学ぶ授業の実施回数（年間）	17回	20回以上
30	子育て世代を対象にした就職イベント（市、国（労働局）、県との連携により実施される就職イベント）延べ参加数（年間）	参加者93人	増加
		企業37社	増加

施策の方向性

- 子どもや若者が主体的に地域社会へ参加し、多様な人との交流や様々な体験を通じて、社会で生きる力を身につけられることを目指します。
- 子どもや子育て当事者が不安を感じることはないよう、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り支えていくことで、安心して元気に暮らせる環境づくりを目指します。



主な事業

- ・ 民生委員児童委員活動支援事業
- ・ まえばし子どもアイデアまちづくりプロジェクト
- ・ のびゆくこどものつどいの開催支援
- ・ 前橋地域子ども会議
- ・ 子育て・親子支援(公民館主催事業)
- ・ 青少年体験・チャレンジ活動(公民館主催事業)
- ほか

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
31	地域の青少年健全育成団体が関わった行事の参加者数(年間)	27,748人	48,000人
32	まえばし子どもアイデアまちづくりプロジェクトの申し込み団体数(年間)	5件	8件
33	公民館事業による子育て親子支援事業(子育て支援講座)の実施回数(年間)	173回	260回

施策の方向性

- 子どもや若者の安全安心な生活環境を築いていくために、学校現場や地域において、交通安全、防犯、防災等についての教育や周知啓発に努め、市民一人一人の意識向上と安全対策に取り組んでいきます。



主な事業

- ・ 交通安全関連事業(幼児交通安全教室、交通安全ポスターコンクール、放課後児童クラブでの交通安全教室など)
- ・ 不審者対応訓練
- ・ こども安全協力の家
- ・ 水難事故予防(水辺安全教室)
- ・ 防災教育
- ・ ジュニア救命トライアル
- ・ 応急手当普及啓発事業
- ・ デートDV講座
- ・ ネットパトロール
- ほか

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
34	市が主催する救命講習の実施回数(年間)	375回	460回
35	市が主催する交通安全教育・啓発活動等の実施回数(年間)	283回	300回
36	中高生の自転車関連事故発生件数(年間)	188件	159件
37	市が主催するデートDV講座の実施回数(年間)	3回	5回

施策の方向性

- こどもや若者が、それぞれの状況に応じて安全安心に過ごすことができる居場所づくりに努めます。
- 家庭や学校とは異なる空間における他者との交流を通じて、協調性や社会性を育むとともに、こどもや若者が活躍できる場にもなっていくことを目指します。



主な事業

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）
- ・地域寺子屋事業
- ・遊び場利用推進事業
- ・前橋市高校生学習室 ほか

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
38	放課後児童クラブの定員数（毎年度5月時点）	5,976人	6,200人
39	地域寺子屋事業の登録者数（年間）	1,050人	増加
40	前橋市高校生学習室の延べ利用者数（年間）	33,854人	35,000人

施策の方向性

- 妊娠や出産、子育てに関する悩みや不安の早期解消に向けて、身近な相談窓口や同じ課題を抱える方同士の交流の場の周知など、必要な支援につながるよう情報提供に取り組めます。
- いじめや不登校、人間関係など、様々な悩みを抱えるこどもや若者が助けを求めることができるよう、気軽に相談できる体制や情報の周知に取り組めます。



主な事業

- ・こども家庭センター（母子保健と児童福祉の連携包括相談）
- ・プラザ相談室
- ・幼児教育センターによる就学相談
- ・ヤングケアラー相談窓口
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・いじめ対策室（いじめ相談ダイヤル） ほか
- ・障害者（障害児）相談支援事業

No.	成果指標	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	
41	家庭や学校以外で悩みや困りごとを相談できる場所を知っているこどもの割合	小学生	64.2%	74%
		中学生	72.1%	74%
		高校生	80.6%	増加
42	地域子育て支援拠点事業の利用者数（年間）	77,585人	80,000人	
43	SOSの出し方に関する教育を年1回以上実施した学校の割合（年間）	60.6%	100%	

前橋市こども基本条例とは



こどもは、大人と同じように、一人一人が生まれたときから権利を持っており、その権利は等しく大切に守られます。こどもの権利が大切にされ、こどもが安心して健やかに、自分らしく成長できる社会を実現することを目的に、この条例を制定しました。

この条例では、こどもの権利条約の考えを基に、こどもの権利や、それを守るための大人の役割など、こどもの権利保障についての基本的なことを定めています。

こどもにとって大切な4つの権利



01

安心して 生きる権利

- 命が大切にされること。
- 個性が認められ、人格が尊重されること。
- 体や心の健康に配慮され、適切な医療や支援を受けられること。
- 安全な環境の下で安心して生活を送ること。
- 幸せを追求すること。



02

豊かで健やかに 育つ権利

- 愛情と理解を持って育まれること。
- 遊ぶこと。
- 学ぶこと。
- 体や心の健康のために休むこと。
- 自然、芸術、文化、スポーツ等に触れ親しむこと。
- 夢や希望を持ち、挑戦すること。
- 適切な支援や助言を受けること。



03

自分を守り、 守られる権利

- あらゆる差別を受けないこと。
- いじめ、体罰、虐待その他体や心に対する暴力を受けないこと。
- 健全な心が育つ環境が守られること。
- 他者が利益を得るためにこどもの幸せが奪われないこと。
- 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
- プライバシーと名誉が守られること。
- 困っていることを相談し、助けを求めること。



04

意見を表し、社会に 参加する権利

- 自分の気持ちや意見を表すことができ、それが尊重されること。
- 適切な情報を取得できること。
- 仲間を作り、集まり、活動すること。
- 意見を表し、社会に参加する機会が確保されること。
- 自分に関係のあることを主体的に決めことができ、それが尊重されること。



こどもの権利を守るための大人の役割



大人は、基本理念に基づいてこどもの権利を守るため、それぞれが役割を担います。

こどもが、こどもの権利について理解を深め、自分の権利と他の人の権利を大切にできるように、大人は互いに連携し、協力してこどもを支援します。



保護者

- ・こどもの尊厳を守り、愛情をもって育てます。
- ・こどもが安全安心に生活ができる家庭環境を築きます。
- ・生活習慣や社会のルール、人を思いやる心などを身につけられるように、こどもの成長をしっかり支えます。

前橋市

- ・こどもが安全安心に生活できるまちづくりを進めます。
- ・大人が、それぞれの役割を果たすことができるように、必要な支援を行います。



育ち学ぶ施設

(学校や保育園などの施設)

- ・こどもが仲間と活動しながら、人として育ち、学べる環境をつくります。
- ・こどもの年齢や成長に合わせて、教えたり、サポートしたりします。



地域住民

- ・地域活動の中で、人と交流すること、自然や歴史、文化に触れ親しむことで、こどもが心豊かに健やかに成長するよう支えます。
- ・身近なこどもを見守り、こどもが安全安心に生活できる地域をつくります。



事業者

- ・働く人が仕事と子育てを両立できるように、職場環境を整備します。また、こどもや子育てについて理解を深められるように支援します。
- ・市や地域、学校などがこどものために行う取組、こどもの主体的な活動に協力します。



「前橋市こども計画」や「前橋市こども基本条例」の詳細は市ホームページで確認することができます。

前橋市こども計画



前橋市こども基本条例



前橋市 こども計画

こどもも幸せに暮らせる 前橋市スマイル計画

